令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務

提案型コンペティション実施要領

１．目的

本要領は、「令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務」の実施にあたり、受託業者を選定するために行う提案型コンペティションによる手続きに関して必要な事項を定めるものである。

２．業務の内容

（１）業 務 名 令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務

（２）業務内容 別紙「令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務仕様書」のとおり

　(３) 業務期間　　契約締結日から令和８年２月２７日まで

　(４) 委託金額　　上限額７，１５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

３．実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 日　　時 |
| 公募及び質問受付開始 | 令和７年６月　４日（水） |
| 提案参加申込書の提出期限 | 令和７年６月１１日（水）１７時まで |
| 質問受付期限 | 令和７年６月１１日（水）１７時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和７年６月３０日（月）１７時まで |
| 内容の書面審査又は提案審査会 | 令和７年７月　７日（月）予定 |
| 審査結果通知 | 審査実施から１週間以内に書面で通知 |

４．参加資格要件

（１）松浦市の入札参加資格を有する者で、市長から指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（３）破産法第１８条第１項若しくは第１９条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第２１条第１項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

（４）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。

（５）過去５年以内に再生可能エネルギーの調査業務等を実施し、適切に遂行した実績を有すること。

（６）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。

５．提案参加申込書の提出

（１）提出書類

ア．提案参加申込書（様式第１号）

イ．企画提案者の概要（様式第２号）

（２）提出方法

①提出部数　１部

②提出期限　令和７年６月１１日（水）１７時まで

③提出方法　郵送または持参にて提出すること。

６．企画提案書の提出

（１）提出書類

ア．令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務

企画提案書等届出書（様式第４号）

イ．企画提案書（任意様式）

ウ．業務実績（様式第５号）

エ．業務実施体制（様式第６号）

オ．業務に要する経費に関する見積書（任意様式）

（２）提出方法

①提出部数　７部（正本１部、副本６部）

②提出期限　令和７年６月３０日（月）１７時まで

提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、提案参加申込辞退書（様式第７号）を提出すること。

７．企画提案書の作成方法

（１）作成方法

①企画提案書の作成にあたっては、業務仕様書及び別紙「令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務 ―提案・評価項目表―」に沿って作成すること。

②企画提案書の様式は任意とする。

（２）作成にあたっての留意事項

①再生可能エネルギー全般について専門的な知識を持った上での提案に努めること。

②抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。

③企画提案書の作成にあたっては、要点を簡潔に記述し、必要最低限のボリュームにまとめること。 提案審査会での説明及び質疑応答の時間は、原則として１社あたり３０分（説明２０分、質疑応答１０分）を予定しているため、その中で説明ができるボリュームとする。

④提案書の規格はＡ４版、フォントは原則１０．５ポイント以上とする。

⑤提案書以外の参考資料等は、受領しない。

⑥提案書作成及びこれに係る付帯作業、プレゼンテーションに関する経費は提案者の負担とする。

⑦提出された提案書は、返却しないものとする。

８．質問及び回答

（１）質問書の提出

企画提案に関する質問については、質問書（様式第３号）により電子メールで行う。また、提案参加申込をした者の質問のみを受け付ける。なお、電子メールの送受信を必ず電話で確認すること。

①提 出 先　メールアドレス　[sangyou@city.matsuura.lg.jp](mailto:sangyou@city.matsuura.lg.jp)

②提出期限　令和７年６月１１日（水）　１７：００必着

（２）質問に対する回答

　提案参加申込したすべての事業者に対し、令和７年６月１６日（月）までに電子メールにて回答する。

９．受託候補者の選定方法

企画提案書の最も優れた提案事業者を決定するため、令和７年度松浦市再エネ導入拡大のための説明会等実施業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会において、別紙提案・評価項目に基づき、企画提案書の内容の審査を行い、最低基準点を満たした提案事業者の中から、最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。

　また、参加企業が１社でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として選定する。

１０．契約の締結

受託候補者と契約条件を協議のうえ、決定通知の日から７日以内に契約を締結する。

１１．提案者の失格等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、受託候補者の企画提案書等が無効となった場合は、審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とするものとする。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

（２）本案件期間中に提案事業者及び協力事業者が参加資格に抵触するに至ったとき。

（３）委託金額の上限額を超える見積書を提出したとき。

（４）１社で複数の提案を行ったとき。

（５）提案に関して談合等の不正行為があったとき。

（６）正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。

（７）審査の公平性を害する行為があったとき。

（８）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格

であると認めたとき。

１２．審査結果について

審査結果（採用、非採用の結果のみ）は、各提案者に郵送により書面で通知する。なお、選考結果に関する問合せや異議には一切応じない。

１３．問合せ・提出先

　　〒８５９－４５９８

　　長崎県松浦市志佐町里免３６５番地

松浦市産業振興課

担 当 ： 大 宅・谷川

ＴＥＬ：０９５６－７２－１３０７

ＦＡＸ：０９５６－７２－２２９２

E-mail：sangyou@city.matsuura.lg.jp